# 定　　款

一般社団法人　ジェイエイバンク支援協会

# 一般社団法人ジェイエイバンク支援協会定款

制　　定　平成26年　4月　1日
一部変更　平成28年　6月23日
一部変更　令和 8年　4月　1日

## 第1章　総　則

（名　称）
第1条　この法人は、一般社団法人ジェイエイバンク支援協会（以下「この協会」という。）と称する。

（住　所）
第2条　この協会の主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（目　的）
第3条　この協会は、農協系統信用事業の効率化及び健全な運営の確保を図ることを支援し、もって地域農業及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）
第4条　この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 農林中央金庫の指導に基づき行われる信用事業の再編等（以下この項において単に「信用事業の再編等」という。）につき必要な優先出資の引受け、劣後特約付金銭消費貸借による貸付け、金銭の贈与、資金の貸付け及び預入れ、損害担保並びに債務の保証
(2) 信用事業の再編等に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の交付
(3) 信用事業の再編等に伴い債権を譲り受ける債権回収会社に対する当該債権の譲受けに必要な資金の貸付け及び当該資金の借入れに係る債務の保証
(4) その他この協会の目的を達成するために必要な事業
2　前項の事業については、全国において行うものとする。

（用　語）
第5条　この定款において使用する用語は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号。以下「再編強化法」という。）において使用する用語の例による。

## 第2章　会　員

（会員の資格）
第6条　次の各号に該当する者は、会員となることができる。この会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団法」という。）上の社員とする。

(1) 信用農業協同組合連合会
(2) 県域を代表する特定農業協同組合
(3) 農林中央金庫

(入　会)

第７条　この協会の会員となろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(権利義務の発生)

第８条　会員のこの協会に対する権利及び義務は、理事会が前条の規定による入会の申込みを承認した旨の通知を発した時から発生するものとする。

(会　費)

第９条　会員は、毎年総会で定めるところにより、会費を負担するものとする。

２　会員は、理由のいかんを問わず、既に払い込んだ会費の返還を請求することはできない。

(任意退会)

第 10 条　会員は、予め退会申出書を会長理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除　名)

第 11 条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、この協会は、その総会の開催の日の１週間前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) この協会の定款の規定に違反したとき。
(2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失等)

第 12 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が解散したとき。
(2) 総会員の同意があったとき。

２　会員が前２条及び前項各号の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(届　出)

第 13 条　会員は、その名称及び住所並びに代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、この協会にその旨を届け出なければならない。
2　会員は、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者をこの協会に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

## 第３章　役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）
第 14 条　この協会に、次の役員を置く。
(1) 理事　６名以上 10 名以内
(2) 監事　２名以上４名以内
2　理事のうち、１名を会長理事とし、１名を副会長理事とする。
3　前項の会長理事及び副会長理事をもって一般社団法上の代表理事とする。
4　この協会に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）
第 15 条　理事及び監事並びに会計監査人は、総会において選任する。
2　監事及び会計監査人は、この協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

（会長理事等の選定）
第 16 条　会長理事及び副会長理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 17 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長理事及び副会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。
3　副会長理事は、会長理事を補佐して会務を掌理し、会長理事に事故あるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行う。
4　会長理事及び副会長理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事及び会計監査人の職務及び権限）
第 18 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3　総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べることができる。

4　理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告することができる。

5　前項の報告をするため必要があるときは、会長理事に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

6　その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

7　会計監査人は、法令で定めるところにより、この協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

8　会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

9　その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使することができる。

（役員及び会計監査人の任期）

第19条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する６月に開催する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　役員は、第14条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

3　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する６月に開催する通常総会の終結の時までとする。

4　会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がなされなかったときは、その通常総会において再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第20条　役員及び会計監査人は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

2　監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員等の報酬）

第21条　役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬

の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
2　役員及び会計監査人には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3　会計監査人に対する報酬は、監事の同意を得て理事会において定める。

## 第4章　会　議

### 第1節　総　会

（種類及び構成）
第22条　この協会の総会は、すべての会員をもって構成する。
2　この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とし、これをもって一般社団法上の社員総会とする。
3　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

（開　催）
第23条　通常総会は、毎年３月及び６月に開催し、６月に開催する通常総会をもって一般社団法上の定時社員総会とする。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
(2) 議決権の５分の１以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
(3) その他法令の定めに基づいて招集したとき。

（議　長）
第24条　総会の議長は、会長理事がこれにあたる。

（権　限）
第25条　総会は、次の事項について決議する。
(1) 役員及び会計監査人の選任及び解任
(2) 役員報酬等の総額及び報酬の支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
(5) 事業報告及び収支決算の承認
(6) 規約及び業務方法書の制定及び改廃
(7) 会費の額及びその徴収の方法
(8) ＪＡバンク支援基金に充てる負担金の料率
(9) 会員の除名

(10)長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
(11)解散及び残余財産の帰属
(12)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
(13)前各号に定めるもののほか、一般社団法及びこの定款に定める事項

（決　議）
第26条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事及び会計監査人の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第１項の決議を行わなければならない。

（招　集）
第27条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長理事が招集する。
2　会長理事は、第23条第２項第２号の規定による請求があったときには、その日から６週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の１週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、２週間前までに通知を発しなければならない。

（書面議決等）
第28条　総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。
2　前項の場合における会員は、これを出席したものとみなす。
3　理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
4　代理人は、代理権を証する書面をこの協会に提出しなければならない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

## 第2節　理事会

（設　置）

第30条　この協会に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事で組織する。

（権　限）

第31条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 第4条第1項第1号から第4号までに定める業務（以下「支援業務」という。）に関する事項

(2) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定

(3) 諸規程の制定及び改廃

(4) 前各号に定めるもののほか、この協会の業務執行の決定

(5) 理事の職務の執行の監督

(6) 代表理事の選定及び解職

2　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更又は廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（開　催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長理事が必要と認めたとき。

(2) 会長理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第18条第5項の規定により、監事から会長理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招　集）

第33条　理事会は、会長理事が招集する。ただし、法令の規定より理事が招集する場合及び監事が招集する場合を除く。

2　前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3　会長理事は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4　理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の通知を経ることなく理事会を開催することができる。

（決　議）

第34条　理事会の議長は、会長理事がこれにあたる。

2　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第35条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）

第36条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長理事及び副会長理事並びに監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章　事務局等

（事務局）

第37条　この協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長及び重要な職員は、会長理事が理事会の承認を得て任免する。その他の職員は、会長理事が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長理事が理事会の決議を経て定める。

（備付け帳簿及び書類）

第38条　主たる事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 事業報告書及び会計帳簿並びに計算書類

(7) 監査報告及び会計監査報告

(8) その他法令で定める帳簿及び書類

2　前項各号に掲げる帳簿及び計算書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

## 第6章　支援業務

（ＪＡバンク支援基金）

第39条　この協会は、支援業務を行うために再編強化法第35条に基づくＪＡバンク支援基金を置く。

2　ＪＡバンク支援基金に充てるための負担金は、次の各号に該当する者から第43条に規定する業務方法書の定めるところにより徴収する。

(1) 信用農業協同組合連合会

(2) 特定農業協同組合

(3) 農林中央金庫

(4) 支援業務の趣旨に賛同する者

3　前項の規定により負担金を納入する者は、理由のいかんを問わず、既に払い込んだ負担金の返還を請求することができない。

（ＪＡバンク支援基金の取扱）

第40条　ＪＡバンク支援基金は、第50条第5号の貸借対照表上の正味財産全額をいう。

（ＪＡバンク支援基金の資産）

第41条　ＪＡバンク支援基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) ＪＡバンク支援基金に充てるための負担金として拠出された財産

(2) 理事会でＪＡバンク支援基金に繰り入れることを議決した財産

2　ＪＡバンク支援基金は、支援業務以外の業務に使用してはならない。

（業務の委託）
第 42 条　この協会は、農林水産大臣及び金融庁長官の認可を受けて、支援業務の一部を金融機関に委託することができる。

（業務方法書）
第 43 条　この協会の支援業務の実施に必要な事項は、総会において別に定める業務方法書による。

## 第７章　会計及び運用等

（事業年度）
第 44 条　この協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（資産の管理・運用）
第 45 条　この協会の資産は、会長理事が管理し、その方法は、この定款に別に定めるもののほか、理事会で定めるところによる。
２　この協会は、次に掲げる方法により業務上の余裕金を運用するものとする。
(1) 国債、地方債、政府保証債又は金融債の保有
(2) 金融機関への預貯金
(3) 金銭信託

（経理の区分）
第 46 条　支援業務については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

（経費支弁）
第 47 条　この協会の経費は、普通財産をもって支弁する。ただし、支援業務に係る経費は、ＪＡバンク支援基金をもって支弁する。

（長期借入金）
第 48 条　この協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する場合を除き、総会の決議を経て行わなければならない。

（事業計画及び収支予算）
第 49 条　この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、総会の決議を経、かつ、農林水産大臣及び金融庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（事業報告及び決算）

第50条　この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後３箇月以内に、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、通常総会の決議を経て、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 収支決算書

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

（剰余金の分配の禁止）

第51条　この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第８章　公　告

（公告の方法）

第52条　この協会の公告は、この協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第53条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第54条　この協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第55条　この協会が清算をするときに有する残余財産は、総会の決議を経て、この協会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章　補　則

（規　約）

第56条　この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、総会において別に定める規約による。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第１項において読み替えて準用する同法第 106 条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　この協会の最初の代表理事は倉光一雄及び田端敬一、会計監査人は有限責任あずさ監査法人とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第１項において読み替えて準用する同法第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

この定款の変更は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この定款の変更は、令和８年４月１日から施行する。